

10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、全国的に児童虐待死亡事件が相次ぐなど、深刻な社会問題となっています。

こうした状況に対応するため、改正児童福祉法では児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられました。

さらに、平成30年3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の児童虐待死亡事件を受け、同年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、これに基づき同年12月18日には「児童虐待防止対策総合強化プラン」（以下、「新プラン」という。）が策定され、児童相談所職員の大幅な増員等、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図っていくこととされました。

これに加えて、平成31年1月に千葉県野田市で発生した小学4年生女児の児童虐待死亡事件を受け、同年2月18日に「緊急総合対策の更なる徹底・強化について」により、子どもの安全確認ルール等の徹底が求められ、同年3月19日に示された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、令和元年6月19日に児童福祉法等の一部改正が行われ、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、DV対策機関との連携強化など所要の措置が講じられました。

こうした最近の児童虐待防止対策の経緯を踏まえても、増加する児童虐待事案に対応するためには、子どもの権利擁護の要であり、最後の砦となる児童相談所の機能・専門性強化が喫緊の課題となっており、本計画においても、児童相談所における職員の増員等による体制強化、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための具体的な計画を策定するものです。

また、中核市が児童相談所を設置できるよう、県における具体的な計画を策定することについても求められています。

（1）山形県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組み

【基本的考え方】

- 増加する児童虐待事案に対応するため、新プランに基づく改正児童福祉法及び政令で定められた基準に沿って、児童相談所の専門職員（児童福祉司、児童心理司等）を計画的に配置していきます。

- 職員数（量）の確保のみならず、職員の育成・専門性の向上（質）の充実にも取り組んでいきます。
- 児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターや母子生活支援施設等DV支援機関とのさらなる連携に取り組んでいきます。

【現状】

- 本県の児童虐待対応件数は、平成28年～29年度は減少していましたが、平成30年度に急増し、過去最多となっています。また、令和元年度も増加の傾向は継続しています。増加の要因としては、全国的な虐待死事件の報道等を通じ、県民の児童虐待に対する関心と、児童相談所への通告に対する意識が高まったことが背景にあると考えています。また、警察、学校等の関係機関が積極的に児童相談所と情報共有するなど、子どもの安全確保に向け連携の強化が図られたことも要因となっています。

<表 27> 県内児童相談所における児童虐待対応件数 (単位 件)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待対応件数	343	379	331	271	413
前年度比	—	110%	87%	82%	152%

[福祉行政報告例]

- 本県の令和元年度における児童相談所の児童福祉司の数は、人口4万人に1人の配置となっています。
- 各児童相談所に医師（非常勤）、中央児童相談所に保健師（常勤）を配置しています。弁護士（非常勤）は中央児童相談所に配置していますが、庄内児童相談所との連携・協力も可能となっており、準ずる措置を講じています。
- 中央児童相談所には、現職警察官が人事交流により配置されており、警察との連携強化に取り組んでいます。
- 中央児童相談所と女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）が福祉相談センターとして一体となっており、連携がとりやすい状況にあります。
- 令和元年6月26日に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、県は一時保護などの介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとされました（令和2年4月1日施行）。中央児童相談所については、平成20年度から介入と支援担当課を別として対応を行っております。

【課題】

- 増加する児童虐待相談件数に適切に対応できるよう、児童相談所の専門職員の増員等体制強化が必要です。
- ここ数年の新規採用による児童相談所職員の増員から、経験の浅い若手職員の数が多くなり、ペア・チーム体制などにより質の向上が必要です。また、指導・教育を行うスーパーバイズ職員、中堅職員の不足が課題となっています。
- 庄内児童相談所については、警察官や保健師の配置が無く、女性相談センターについても遠距離となるため、中央児童相談所や地域の配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 庄内児童相談所においては、介入と支援の対応職員を明確にする必要があります。

【取組】

- 県は、新プランに基づく改正児童福祉法及び政令で定められた基準に沿って、児童相談所の専門職員を計画的に配置していきます。
- 児童福祉法により義務付けられた研修の実施に加え、計画的に県外研修へ職員を派遣し、専門的知識を向上していきます。
- 個々の職員に指導及び教育を行うスーパーバイズの取組みとともに、若手職員と中堅以上の職員のチームによる地域担当制をとる中でのOJTの実施等により、人材育成を図り、組織としての対応力を向上していきます。
- 庄内児童相談所についても、専門職員の配置を検討していくとともに、介入と支援の対応職員を分ける体制構築を行っていきます。

(2) 中核市の児童相談所設置に向けた取組み

【基本的考え方】

- 県内では、山形市が平成31年4月1日から中核市に移行していますが、児童相談所設置については、十分に同市の意向、計画を踏まえた支援を行っていきます。

【現状】

- 山形市は、児童相談所の設置について、現在のところ「設置しない」意向です。(令和元年8月県子ども家庭課調査)

【課題】

- 中核市の児童相談所設置を検討するに当たっては、県において人材養成・一時保護所の相互利用等、計画的な支援を行う必要があります。

【取組】

- 山形市の児童相談所設置については、今後も同市の意向確認を継続し、必要な支援を行っていきます。
- 山形市の人口規模に応じて、一時保護所等の代替養育サービスは県との連携により整備が必要となります。